

## 軽自動車税の減免が受けられる人の範囲

軽自動車税の減免を受けることができる人は、次に記載された障害の程度及び減免の対象となる軽自動車等の条件を満たしている場合に限られます。

### 障害の程度

| 障害の区分                    | 身体障害者手帳に記載された障害の級別 | 戦傷病者手帳に記載された障害の程度又は重度障害の程度         | 療育手帳に記載された障害の程度                                     | 精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級又は障害の状態に関する証明書に記載された障害の程度 |
|--------------------------|--------------------|------------------------------------|---|--|
| 視覚障害                     | 1級から4級までの各級        | 特別項症から第6項症までの各項症                   |   |  |
| 聴覚障害                     | 2級から4級までの各級        | 特別項症から第4項症までの各項症                   |   |  |
| 平衡機能障害                   | 3級及び5級             | 特別項症から第4項症までの各項症                   |   |  |
| 音声機能障害<br>(喉頭摘出に限る)      | 3級                 | 特別項症から第2項症までの各項症                   |   |  |
| 上肢不自由                    | 1級から3級までの各級        | 特別項症から第6項症までの各項症                   |   |  |
| 下肢不自由                    | 1級から6級までの各級        | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |   |  |
| 体幹不自由                    | 1級から3級までの各級及び5級    | 特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 |   |  |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能<br>移動機能       | 1級から3級までの各級<br>1級から6級までの各級         | 「A」<br>療育手帳がない場合は、権限ある機関が発行する「重度の知的障害者」であることの証明書が必要 | 1級又は国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害者の状態と同程度の状態           |
| 心臓機能障害                   | 1級、3級及び4級          | 特別項症から第3項症までの各項症                   |   |  |
| じん臓機能障害                  | 1級、3級及び4級          | 特別項症から第3項症までの各項症                   |   |  |
| 呼吸器機能障害                  | 1級、3級及び4級          | 特別項症から第3項症までの各項症                   |   |  |
| ぼうこう又は直腸機能障害             | 1級、3級及び4級          | 特別項症から第3項症までの各項症                   |   |  |
| 小腸機能障害                   | 1級、3級及び4級          | 特別項症から第3項症までの各項症                   |   |  |
| ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害      | 1級から4級までの各級        |                                    |   |  |
| 肝機能障害                    | 1級から4級までの各級        | 特別項症から第3項症までの各項症                   |   |  |

- (注) 1、身体障害者手帳と戦傷病者手帳の双方の交付を受けておられる場合は、いずれかが上表に該当すれば減免を受けることができます。  
 2、戦傷病者手帳の交付を受けておられる場合で、昭和28年恩給法の改正に係る附則第22条の規定により恩給法附則別表第5に対する改正前の第3款症は、現在の第4款症となりますので、減免を受けることができません。  
 3、精神障害の程度が上表の条件を満たしている場合でも、精神通院医療に係る自立支援医療費受給者証が交付されていなければ減免を受けることができません。